

## 仕様書

### 1 業務名

医療ガス配管設備保守点検業務委託

### 2 納入先名

神奈川県立こども医療センター

### 3 保守業務内容

- (1) 点検対象設備  
神奈川県立こども医療センター内医療ガス設備（エア・ウォーター防災製）
- (2) 契約期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 点検時期  
外観点検 年3回（6月・9月・3月）  
機能点検 年1回（12月）
- (4) 点検内容  
「医療ガス設備の点検仕様書」及び「医療ガス設備保守点検標準作業書」のとおり

### 4 点検にあたっての留意事項

- (1) 点検の実施にあたっては、実施日程を発注者と協議し、病院業務に支障のないよう調整すること。
- (2) 点検中は診療、治療等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。また、病棟、外来に入室する際は必ずスタッフに入室の許可を得ること。
- (3) 設備に故障が生じた場合の速やかな緊急保守のため、常時別紙の「医療ガス設備の点検仕様書」のうち、○を付した部材等については主要部品を保有するとともに、△を付した部材等については、消耗部品類を保有すること。また、交換用の整備済アウトレットを設備の消耗具合に応じて必要数保有するとともに仮設用操作盤を保有すること。

### 5 報告書の作成

点検の都度、点検項目を満たした点検報告書を提出すること。

保守点検に係る報告書は、令和2年8月17日医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知の別添2「医療ガス設備の保安点検指針」に従い作成すること。

### 6 緊急時の対応

緊急保守については、24時間365日対応し、要請を受けてから速やかに当センターに到着し、修理若しくはバックアップ機の供給等により医療ガスの供給が可能な状況を復元すること。また、受注者のみでは対処できない故障状況等が生じた場合は、製造業者に支援を要請できる体制を整えること。

### 7 その他

医療ガスに係る安全管理のための職員研修を年に1回行うこと。行う時期については発注者と協議して決定すること。当該研修は、令和2年8月17日医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知「医療ガスの安全管理について」の別添4の「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」に従うこと。